



# 岡本特許 ニュース

岡本特許事務所  
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1  
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2015 NOVEMBER / 17号

## ★ 応用美術と著作権 ★

1. ニュースというほど新しいことではないのですが、今年4月に知財高裁で出された判決〈平成26年(ネ)第10063号〉が知財関係者の間で話題になっています。この判決では、被告製品(写真参照)が原告の著作権侵害となるかどうかの問題となりました。製品は、幼児用の椅子で、中央の棚板が足置き台、その上の棚板が座面、その上が背もたれです。

原告は意匠権を有していなかったため、著作権侵害ということで被告を訴えたのでした。第1審では、「原告製品は工業的に大量に生産され、幼児用の椅子として実用に供されるものであるから…いわゆる応用美術の範囲に属する。」と認定したうえで、「原告製品は、…美術鑑賞の対象となりうるような美的創作性を備えているとは認めがたい。」と結論しました。そして原告の訴えを棄却しました。



原告製品



被告製品

応用美術が著作物として保護されるためには、高い創作性を備えていなければならないというのは、それまでの通説的な見解でした。

2. 今回の高裁判決は、原告敗訴という結論は同じなのですが、これまでの判断基準を覆して応用美術の著作物性を認めた点で画期的なものでした。

この判決では、著作権法の目的(1条)に鑑みると、表現物が応用美術であることをもって、直ちに著作物性を一律に否定することは相当でなく、著作物性の要件(2条1項1号)を満たす場合には、美術の著作物として保護を受けることができる、と判示されています。

意匠法との関係については、著作権法と意匠法では、趣旨や目的が異なり、その適用についての優劣も明文上認められず、さらに、権利の発生過程や権利内容が異なることも考慮すれば、両法の重複適用を認めることで意匠法の存在意義や意匠登録のインセンティブが失われるとは考えにくい、と述べています。

被告側は応用美術に著作権を安易に認めると著作権が乱立する弊害があるとも指摘しましたが、判決ではそのおそれはないとして退けています。

この考え方によれば、応用美術であっても、他の表現物と同じ基準、すなわち、「作成者の個性が発揮されているか否か」によって著作物性の有無が判断されることとなります。

なお、この判決において原告敗訴となった理由は、原告製品の著作物性が認められる部分である脚部の本数の相違(2本対4本)は、椅子の基本的構造に関わる大きな相違であって、共通点を凌駕する、ということです。

3. 今回の判決は最高裁判決ではないので、この判決の考えが今後の裁判においても踏襲されるのかどうかは分かりません。しかし、リスク回避の観点からは無視することはできません。

教訓としていえるのは、意匠権が存在しない、または、意匠権が消滅した工業製品であっても、作成者の個性が発揮されていると見られやすいものをそのまま模倣することは危険なので、避けておくべきだ、ということです。また、今回の判決があってもなくても、他社に意匠権があってもなくても、他社の製品形態をそのまま模倣することはとかく紛争の原因となりやすいので注意しなければなりません。著作権だけでなく、不正競争とされるおそれもあるからです。

なお、意匠権の存続期間は最長で登録後20年であるのに対して、著作権の保護期間は現在の日本では原則として著作者の死後50年です。まだ確定していませんが、TPP合意の結果、著作権保護期間は著作者の死後70年になりそうです。